

「鳥取県高校生等奨学給付金」 7月申請（年額給付及び第2回申請）のご案内 （返還は不要）～申請には 課税証明書 等 が必要です～

高等学校等に通う低所得者世帯（所得割非課税世帯等）を対象に、授業料以外の教育費として支給されます。

- ！ 年額給付は、在学学生及び一部早期給付を受けなかった新1年生が対象。
- ！ 第2回申請は、一部早期給付を受けた新1年生が対象です。



○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯です。

- ①令和2年7月1日時点で令和2年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護の生業扶助受給世帯
 - ②保護者、親権者等が鳥取県内に在住
 - ③就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する高校生等がいる世帯
- ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。
※平成26年度より前に入学した者、過去に高等学校等を卒業又は終了した者は除きます。

○給付金額

支給対象者		支給額		
		一部早期 (4～6月分)	第2回申請 (7～3月分)	年額給付
生活保護の生業扶助受給世帯 (通信制在学者も同額)	国公立	8,075円	24,225円	32,300円
	私立	13,150円	39,450円	52,600円
生活保護受給世帯以外				
通信制以外かつ高等学校等専攻科以外				
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	21,000円	63,000円	84,000円
	私立	25,875円	77,625円	103,500円
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、 第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	32,425円	97,275円	129,700円
	私立	34,500円	103,500円	138,000円
通信制の高等学校又は高等学校等専攻科				
高校生等がいる世帯	国公立	9,125円	27,375円	36,500円
	私立	9,525円	28,575円	38,100円

○申請手続き

- (1) 県内の高校等に在学している高校生等のいる世帯
在学している学校から申請書を受け取るか、県のホームページから申請書をダウンロードしてください。
- (2) 県外の高校等に在学している高校生等のいる世帯
県のホームページから申請書をダウンロードするか、県育英奨学室へ申請書の送付を依頼してください。

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

○提出書類

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。 ※申請者は高校生等の保護者等です。

生活保護（生業扶助）受給世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1－1号又は様式第1－2号）
- (2) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書
※令和2年7月1日時点の生業扶助の受給状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可。
- (3) 在学等証明書（様式第4号）
※県外高校通学者用。令和2年7月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。

道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1－1号又は様式第1－2号）
- (2) 保護者等全員分の令和2年度における道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）
- (3) 対象となる高校生等及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し
- (4) 在学等証明書（様式第4号）
※県外高校通学者用。令和2年7月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。

○提出期限・提出先

- (1) 県内の高校等に在学している高校生等のいる世帯
令和2年7月末までの各学校の定める日までに在学している学校へ提出してください。
- (2) 県外の高校等に在学している高校生等のいる世帯
令和2年7月31日（金）までに、県育英奨学室へ提出してください。

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室

電 話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県高校生等奨学給付金」

新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯の
7月申請(年額給付・第2回申請)・随時申請のご案内
(返還は不要) ~申請には 課税証明書 等 が必要です~

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費として支給します。

- ! 年額給付は、令和2年7月までに家計急変した高校生等の世帯が対象。
- ! 第2回申請は、家計急変した新1年生のうち、一部早期給付を受けた世帯が対象です。
- ! 令和2年7月以降に家計急変した世帯の方の申請は随時受け付けます。ただし、申請の翌月1日を基準日として起算した月数分を給付します。



○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯です。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の収入が「道府県民税所得割及び市町村民税の所得割非課税」の世帯に相当すると認められる世帯
 - ②保護者、親権者等が鳥取県内に在住
 - ③就学支援金支給対象である学校(高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等)に在学する高校生等がいる世帯
- ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。
※平成26年度より前に入学した者、過去に高等学校等を卒業又は終了した者は除きます。

＜家計急変世帯の収入例＞ この表に該当しない場合はご相談ください。

家計急変世帯			
道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額の見込みが非課税に相当する世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

○給付金額

支給対象者		支給額	
		第2回申請 (7~3月分)	年額給付
道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税相当となる世帯			
通信制以外かつ高等学校等専攻科以外			
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	63,000円	84,000円
	私立	77,625円	103,500円
15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	97,275円	129,700円
	私立	103,500円	138,000円
通信制の高等学校又は高等学校等専攻科			
高校生等がいる世帯	国公立	27,375円	36,500円
	私立	28,575円	38,100円

○申請手続き

- (1) 県内の高校等に在学している高校生等のいる世帯
在学している学校から申請書を受け取るか、県のホームページから申請書をダウンロードしてください。
- (2) 県外の高校等に在学している高校生等のいる世帯
県のホームページから申請書をダウンロードするか、県育英奨学室へ申請書の送付を依頼してください。

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

○提出書類

期限までに次の書類を提出してください。 ※申請者は高校生等の保護者等です。

道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税相当である世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1－3号又は様式第1－4号）
- (2) 保護者等全員分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税相当であると確認できる書類（写し可）
 - ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）
 - ②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - ③扶養人数のわかる書類（扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）
- (3) 対象となる高校生等及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し
- (4) 在学等証明書（様式第4号）
※県外学校通学者対象。令和2年7月1日時点の在学を証明する書類。学校の発行する様式でも可。
ただし、令和2年7月以降の家計急変により（随時）申請しようとする場合は、申請の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月）の1日時点の在学を証明する書類とします。

○提出期限・提出先

令和2年7月までに家計急変した世帯（第2回申請を含む）

- (1) 県内の高校等に在学している高校生等のいる世帯
令和2年7月末までの各学校の定める日までに在学している学校へ提出してください。
- (2) 県外の高校等に在学している高校生等のいる世帯
令和2年7月31日（金）までに、県育英奨学室へ提出してください。

令和2年7月以降に家計急変した世帯

- (1) 県内の高校等に在学している高校生等のいる世帯
在学している学校へ随時提出してください。
- (2) 県外の高校等に在学している高校生等のいる世帯
県育英奨学室へ随時提出してください。

※11月末頃まで受け付けます。

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室

電話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp